

こんな時こんな絵本 その 16 「子どもの権利を考えていきたい」 2026年1月号

昨年、12月4日から10日の「第77回人権週間」に向けて、保護者の方と子どもの権利について、絵本を用いての意見交流をしました。その中で、「子どもに対する義務は理解できるけれど、子どもにもさまざまな権利があるのですね」といった意見が出ました。子どもは守られる存在だけではなく、基本的人権をもつ一人の「権利の主体」です。

絵本「きみのことが だいすき」。かなしいきもちはね、ふたをしなくていいんだよ。やさしいきみが理由もないのにおこったりしないの、知ってるよ。…99人に合う靴だって、きみに合わなきゃ意味がないんだ。みんなが平気な顔をしていてもきみが、ちょっといたいな。なにかへんかも。そう思ったときは、むりをしなくたっていいんだよー。いやな気持ち、悲しい、辛い、寂しい、そんな自分の気持ちを出していいんだよ。あなたはそのまでいいんだよと、幼少時から子どもたちに伝えたいメッセージが込められています。やさしい絵にもほっこり心が和みます。

「ようこそ 子どものけんりのほん」。「子どもの けんり」ってこんなこと。あなたがあなたらしくいきていくためにつくられたやくそくなんだ。「子どものけんり」をまもるためににはおとののきょうりよくがいるよ。かなしいことうれしいことつたえたいことがあったら がまんしないではなしてみてねー。巻末には「子どもの権利」が解説されていて、絵本のカバー裏には子どもの権利条約40条が印刷されています。大人も権利について学ぶことができる絵本です。

子どもの権利条約では、大事な考え方「4つの原則」があります。差別の禁止。最善の利益。生命、生存及び発達に対する権利。意見の尊重。そのような権利を子ども自身が知り守られるようになることも必要です。

子どもは寄り添い遊んでくれる人、真剣に話を聴いてくれる人に心を開きます。子どもが意見を言える、意見を聽かれる環境は大切にしていきたいものです。

「きみのことが だいすき」 いぬい さえこ 作・絵 パイ インターナショナル

「ようこそ 子どものけんりのほん」

えがしら みちこ 絵 子どもの権利・きもちプロジェクト 文 白泉社